

【表紙】

| | |
|----------------|--|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2025年6月24日 |
| 【会社名】 | 藤田エンジニアリング株式会社 |
| 【英訳名】 | FUJITA ENGINEERING CO.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 藤田 実 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【本店の所在の場所】 | 群馬県高崎市飯塚町1174番地5 |
| 【縦覧に供する場所】 | 藤田エンジニアリング株式会社埼玉支店 (埼玉県熊谷市美土里町一丁目140番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長藤田実は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定致しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定致しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定致しました。なお、他の連結子会社2社については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲外としております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主たる事業が建築付帯設備工事を施工する建設事業であり、各事業拠点における売上高を事業活動の指標として重視しており、建設事業以外も含めた各事業拠点の利益率に大きな差異はないことから、「連結売上高」を選定指標と致しました。全社的な内部統制の評価結果が良好であると判断し、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については各事業拠点の前連結会計年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」と致しました。現状、連結売上高が9割を超える事業拠点を評価範囲に含めており、評価範囲外の事業拠点については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性が僅少であることを確認しております。選定した重要な事業拠点は、建設事業及び機器の販売・メンテナンス事業等が主体であるため、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目としては「売上高」「完成工事未収入金」「売掛金」「未成工事支出金」「商品」「仕掛品」「材料貯蔵品」に至る業務プロセスを評価の対象と致しました。

さらに、重要な事業拠点の評価範囲にかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス（固定資産減損プロセス及び税効果プロセス等）や、リスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス（投資有価証券プロセス）を、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価の対象に追加致しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当社代表取締役社長藤田実は、2025年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。